

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5003A	50030003			z08001	総務省、法務省、	行政書士法第1条の2、第19条第1項	第一二条 (業務) 第一二条 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、取手署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録をもち、以下二条及び三二条に準じて、その他権利義務又は事実証明に関する書類(土地調査に基づく図面を除く。)を作成することと定める。 二 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 (業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、第一二条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定款かつ定款に記入するものとして職務命令を受ける手続について、当該手続に關し相当の経験又は能力を有する者として職務命令を受ける者が電磁的記録を作成する場合とは、限りでない。 2 (略)	C:対応不可		行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けるとこととされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めるとしたものである。 なお、現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえ、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要となっている。	第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。 一 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則その他の規程を定めることができる。 三 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附屬機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)(町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。	B:全国規模で検討	教育委員会については、第28次地方制度調査会答申において、地方の自主性・自律性の拡大の観点から必置規定を見直し、設置の選択制を導入することが適当である等とされたことを受けて、当省より、文部科学省に対し答申の内容をお伝えし、検討を依頼したところ。 去る7月に閣議決定された骨太方針2006においては、教育委員会制度について抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得ることとされたところ。 総務省としては、地方公共団体の組織については、可能な限りそれぞれの地方公共団体が主体的に判断すべきものと考えており、今般の全国市長会・全国町村会のご要望も踏まえながら、全体として一層の地方分権を推進する結論が得られるよう、努力してまいり所存。				任意団体	3	A	不動産登記申請書の作成・法務局への提出は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とするものに限る行政書士も作成・提出が行えるよう、規制を緩和するべきである。一方、遺産分割協議書の作成は行政書士の専管業務とされているが、司法書士も作成が行えるよう、規制を緩和すべきである。	不動産登記申請書の作成・法務局への提出は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とするものに限る行政書士も作成・提出が行えるよう、規制を緩和するべきである。一方、遺産分割協議書の作成は行政書士の専管業務とされているが、司法書士も作成が行えるよう、規制を緩和すべきである。	不動産相続手続に関して、行政書士が相続を原因とする不動産登記申請書の作成・法務局への提出を行い、一方、司法書士が遺産分割協議書の作成を行う。	不動産相続手続は、「遺産分割協議書の作成、及び「不動産登記申請書の作成、提出」が行われる。遺産分割協議書は不動産登記申請書の作成の前提となる書類であり、「不動産登記申請書の作成、提出」は司法書士の専管業務である。行政書士が遺産分割協議書を作成しても、最後の「不動産登記申請書の作成、提出」は司法書士の専管業務である。依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続の煩雑さや経済的な負担増を強いっている。一方、司法書士が「不動産登記申請書の作成、提出」の依頼を受けても、最初の「遺産分割協議書の作成、提出」は行政書士の専管業務である。同様な問題がある。 行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「不動産登記申請書の作成、提出」を行うこともできる。法制局は国民に対して迅速で確実かつ低廉なワンストップサービスを提供できるように、国民の利便性が向上する。 不動産登記申請書は、遺産分割協議書から登記事項となる一部を転記するための「定型的」なもので、「遺産分割協議書の作成、提出」を行った行政書士にとっては引き続いて「容易」に作成できるものである。このような不動産登記申請書を行政書士が作成できないのは、過度の規制・過度の司法書士・職権に過ぎる。 阿部泰隆氏(弁護士・元神戸大学大学院教授)も「筆者の友人が亡くなり、夫婦共有名義にしていた土地の登記を貴さんの単独所有として相続登記することになった。市田化調整区域の価格もつかない土地なのに、司法書士に相談したら、謝礼金で3万円いわれたので、私は自分で登記したらと教えてあげた。彼氏は自分で登記所に行ったら、驚いてもらって、簡単でよかった。こんな商売を誇示しているのが問題である。」と述べている(行政書士の未来像)(富士社)397から引用)。	司法書士法第3条行政書士法第1条の2	
5006A	50060001			z08002	総務省、文部科学省、	地方自治法第138条の4	第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。 一 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則その他の規程を定めることができる。 三 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附屬機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)(町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。	B:全国規模で検討	教育委員会については、第28次地方制度調査会答申において、地方の自主性・自律性の拡大の観点から必置規定を見直し、設置の選択制を導入することが適当である等とされたことを受けて、当省より、文部科学省に対し答申の内容をお伝えし、検討を依頼したところ。 去る7月に閣議決定された骨太方針2006においては、教育委員会制度について抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得ることとされたところ。 総務省としては、地方公共団体の組織については、可能な限りそれぞれの地方公共団体が主体的に判断すべきものと考えており、今般の全国市長会・全国町村会のご要望も踏まえながら、全体として一層の地方分権を推進する結論が得られるよう、努力してまいり所存。				全国市長会	1	A	教育委員会制度の選択制の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行かうか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行かうか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条						
5009A	50090001			z08003	総務省、文部科学省、	地方自治法第138条の4	第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。 一 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則その他の規程を定めることができる。 三 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附屬機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。 地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)(町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。	B:全国規模で検討	教育委員会については、第28次地方制度調査会答申において、地方の自主性・自律性の拡大の観点から必置規定を見直し、設置の選択制を導入することが適当である等とされたことを受けて、当省より、文部科学省に対し答申の内容をお伝えし、検討を依頼したところ。 去る7月に閣議決定された骨太方針2006においては、教育委員会制度について抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得ることとされたところ。 総務省としては、地方公共団体の組織については、可能な限りそれぞれの地方公共団体が主体的に判断すべきものと考えており、今般の全国市長会・全国町村会のご要望を真摯に踏まえながら、全体として一層の地方分権を推進する結論が得られるよう、努力してまいり所存。				全国町村会	1	A	教育委員会制度の選択制の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行かうか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行かうか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条						
5012A	50120001			z08004	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、	行政書士法第15条第1項、第5条第1項、第16条の6第1項	(行政書士会) 第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。 2～4 (略) (行政書士の入会及び退会) 第十六条の五 行政書士は、第六条の二第二項の規定による登録を受けた時に、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。 2・3 (略) (行政書士法人の入会及び退会) 第十六条の六 行政書士法は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。 2～6 (略)	C:対応不可		行政書士会に行政書士が入会し、その自律的活動による指導、助言、情報の提供等を受けることは、その業務を適正に遂行する上で必要であり、行政書士は都道府県の区域ごとに、会則を定めて一箇の行政書士会を設立するとともに、行政書士は登録を受けたときに、当然、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となることを適当と考える。				個人	1	A	士業団体の強制入会制の廃止	弁護士、弁理士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士等のいわゆる士業団体(日本弁護士連合会、日本弁理士会等)の強制入会制を廃止する。	弁護士法、弁理士法等の改正により強制入会制に関連する条文の削除、変更を行う。	各士業団体においては役職を占める一部の資格者が自己の利益になるような団体運営を行っていることが多く、大半の会員にとっては自由な業務展開を阻害する重大な要因になっている。特に、懲戒権限を有する団体の場合には、報酬の引き下げや顧客の引き抜きなど競争を招く行為を行う資格者を対象として、到底公正とは言えない恣意的な懲戒手続及び処分が行われている。これは、競争を自由化して顧客の利便に資するといふ昨今の規制緩和の流れに明らかに反している。また、各士業団体は高額の入会金・月会費を徴収しているが(例えば弁護士の場合合計月5万円以上、弁理士の場合月2万円など)、団体職員は殆ど読まずに捨てられるのが実情な文書の作成・発送業務に追われているのが実情であり、高額の会費が有効に使われているとは到底思えない。さらに、士業団体職員の給与水準は、業務内容から見ればかなり高額に設定されている。各団体から出されている強制入会制維持の意見は、団内で役職に就いている資格者や団体職員の意見を反映しているに過ぎず、大多数の会員の声を反映しているものではない。					

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5014A	5014001			z08005	総務省、	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律では、電子署名にかかる地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めている。	d	-	医療など公益的分野等への公的個人認証サービスの利用範囲の拡大に関する検討に着手するなど、公的個人認証サービスの利用・活用の推進に向けて具体策の検討に着手する見込みである。	-	-	-	-	-	常松昌子	1	A	医療機関・介護事業者等にも、公的個人認証の適用を	もし希望する自治体があった場合には、もともと個人(住記番号)に対しての発行を念頭に整備された公的認証の仕組みを、地域の医院や、介護事業者、ケアマネジャーなどにも割り振って、それを利用してアクセス権を管理するようにした。連絡用掲示板などのSNS(自治体で用意)に参加してもらうことを、可能にしてください。	(実施されるのは、自治体だと思うので、具体的な内容は自治体ごとに工夫されたものになって、良い例が出ればそれが全国に広まっていくのだと思います。)	地域情報化推進協のホームページを拝見していますが、とても素晴らしい提案がたくさん盛りされていますが、とても高度な技術が必要とする難しい課題が山積みなので、いつになったら本当に実現するのか…… もちろん本格的な解決が必要ですが、それまでの間もっと簡単にできることから進めていって、だんだん関係者のつながりもでき、IT利用の練習にもなるようにしていくのがよいのでは？	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	公的個人認証の使い方はかなり難しく、PCに強い人でないと尻込みしてしまいます。これを実際やる時には、各医院や事業所に出向いて設定から使用法の指導までやってくれる人を用意して、懇切丁寧にサポートしてもらわなければ、絶対うまく滑りださないでしょう。
5015A	5015014			z08006	総務省、	地方自治法施行令第168条の2第3項	(指定金融機関の責務)第百六十八條の二(略)2(略) 3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。	C.対応不可	-	地方自治法施行令第168条の2第3項では、指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならないと規定しているところであり、指定金融機関は公金の取扱いを総括することから、将来発生する債務の履行を確保するため担保を提供させるものである。平成17年から、預金保険法による決済用預金の保護制度が設けられたところであり、また、地方公共団体と指定金融機関が締結している契約の中で任意に定めている損害賠償責任および担保制度があるが、公金の性質を踏まえた場合、担保徴求を行うかどうかを当事者間に委ねることは慎重な検討が必要である。また、担保は、収納又は支払の事務を円滑に行うためのものであり即金性が求められるものであることから、金融機関破綻時、全額保護された決済用預金が即金性等の点において、担保に比肩する効力を有するかどうかについては検討が必要である。加えて、地方公共団体に対する担保の提供制度の実態や地方公共団体の意見等も踏まえて十分な検討を行う必要がある。	1. 総務省の第1次回答にある視点からの検討は必要と考える。 2. 指定金融機関制度における担保提供については、民間金融機関においては、有価証券や現金の担保差入れにかかる事務負担や現金担保差入れによる運用益の逸失などの過大な負担があるとともに、地方公共団体においても管理負担等があるものと考えられる。 3. 地方公共団体に対する担保提供制度の実態を把握したうえで、法令による担保提供の義務づけの是非を早急に検討願いたい。	B.全国規模で検討	-	地方公共団体に対する指定金融機関等の担保提供義務については、その実態や地方公共団体の意見等を踏まえ、そのあり方について平成19年度中に検討を行ってまいりたい。	(社)全国地方銀行協会	14	A	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。	(※右欄より) また、指定金では、有価証券や現金の担保差入れにかかる事務負担や現金担保差入れによる運用益の逸失などの負担が生じているが、これまで、担保を処分、充当したケースは把握されておらず、必要性の薄れた法令による担保提供義務は、廃止すべきと考える。	上記担保の規定は、指定金等の破綻や事務ミスによる損害賠償など広範な債務の履行を確保するためのものであるが、a. 収納・支払いにかかる地方公金は、仕掛かり中の決済債務および決済用預金として、預金保険法により全額保護されており、保全の必要性は消滅している。 b. 収納・支払いの事務については、個別に公金と指定金が事務委託契約を締結しており、その中で、損害賠償責任および担保について定めている。こうした私法上の契約により損害の保全が可能であり、法令による担保提供の義務付けまでの必要性はないと考える。なお、同種の事務委託であるコンビニ収納等では、法令による担保提供義務はなく、整合性の観点から見直しの必要がある。(※左欄に続く)	地方自治法施行令第168条の2第3項 地方公営企業法施行令第22条の3第2項		
5018A	5018003			z08007	総務省、	消防法 石油コンビナート等災害防止法	貯蔵所に係る位置、構造及び設備は技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 また、特定事業者は、その自衛防火組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置くとともに、当該自衛防火組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備を備え付けなければならない。	c	-	引き続き使用することを前提としている場合には基準を維持することが必要であり、今後その使用が予定されないものであれば、速やかに廃止届を提出し危険物施設として廃止すべきである。 なお、一定の期間危険物の貯蔵又は取扱いが行われない屋外タンク貯蔵所等については、高圧ガス保安法と同様に保安検査期間の特例が設けられている。 また、「実態に合わせた3点セットの配備とする」との要望であるが、事業所によって3点セットの配備状況は様々であり(自衛防火組織と共同防災組織との違いなど)、各事業所における休止の実態が要望主体でも把握されていない現状では、対応は困難である。 なお、そもそも今後その使用が予定されないものであれば、速やかに廃止すべきである。	要望は引き続き使用する可能性もあるが、使用しない可能性もあるタンクについてのことであり、仮に利用を再開する際には、当然基準に沿った形で利用することとなる。コンビナート等保安規則やボイラ及び圧力容器安全規則と同様に休止制度を導入すべきである。将来使用する可能性のないものについては、速やかに撤去することに対しては異論はない。	c	-	一定の期間危険物の貯蔵又は取扱いが行われない屋外タンク貯蔵所等については保安検査期間の特例が設けられており、コンビナート等保安規則における「休止制度」と同様の制度となっている。	石油連盟	3	A	屋外貯蔵タンク休止制度の導入	消防法関係 当面の使用は想定されないものの、現行法令に基づく経過措置期間を超えて、中長期的に使用再開の可能性が残されているタンクを「休止タンク」として扱い、休止期間に関わらず、法令に基づく措置を講ずることによって再使用できるようにして頂きたい。 石油コンビナート等災害防止法関係 休止対象タンクが3点セットの最大保有台数の基準タンクとなっている場合、休止後は残存するタンクを基に新たに算定された3点セットの保有台数に変更することを可能にして頂きたい。	現時点で中長期的な使用継続の経営判断が極めて困難なタンクを対象としており、備蓄対策等の中長期的な国の施策において、急な要望があった場合も柔軟に対応できることを想定している。 なお、高圧ガス保安法においては、「休止施設」が導入されている。(高圧ガス保安法:第35条、コンビナート等保安規則:第34条、35条参照) また、労働安全衛生法でも同様である。(ボイラ及び圧力容器安全規則:第45条、第80条参照) 実態に合わせた3点セットの配備とする。	消防法 石油コンビナート等災害防止法			
5018A	5018004		G09	z08008	総務省、厚生労働省、経済産業省、	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	他法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしているほか、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、様々な措置を講じている。	b	-	保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるところ、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)に基づき、平成18年度において、再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて周知徹底を図ることとしているところである。	具体的にいつから検討開始するのかを明確に示して頂きたい。事業者からの具体的な提案に対しては、18年度中に速やかに対応して頂きたい。	b	-	許認可手続きの更なる合理化・簡素化については、石油精製事業者を交えて検討し、平成18年度中に結論を得るとともに、周知徹底を図ることとしている。	石油連盟	4	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している機器毎に複数の保安法令が適用されている。即ち、法的には状態規制であり重複しているものはないが、機器側から見れば複数の保安法令が適用されている状態にある。既に高圧ガス保安法と労働安全衛生法との間では重複が解消されているが、消防法と高圧ガス保安法、消防法と労働安全衛生法の間に重複の問題が残っているため、この検討スケジュールを明確にして頂きたい。 例:工事に伴う変更許可申請において、気液混合の機器、製造所として許可したエリアに位置する機器、危険物施設の製造上一体の機器で重複適用されている。	平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会」報告書に、今後の取り組む課題として「機器毎の重複を解消する」とあるが、依然として具体化には至っていないので、適用法令が重複しないように至急の運用整理を要望するものである。消防法と各法令間の具体的な重複適用解消法としては、危険物ケースの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するという方法などが考えられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の容 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要 望 事 項 番 号	要 望 種 別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)	
5054A	5054054		G09	z08008	総務省、厚生労働省、経済産業省、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法		他法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保されるときは、整合化を図っていくこととしているほか、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、様々な措置を講じている。	b	-	保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるところ、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)に基づき、平成18年度において、再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて周知徹底を図ることとしているところである。		具体的にいつから検討開始するのかを明確に示して頂きたい。事業者からの具体的な提案に対しては、18年度中に速やかに対応して頂きたい。	b	-	許認可手続きの更なる合理化・簡素化については、石油精製事業者を交えて検討し、平成18年度中に結論を得るとともに、周知徹底を図ることとしている。	(社)日本経済団体連合会	54	A	保安法令の重複適用の排除	2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複」の解消が課題とされたことを踏まえ、検討スケジュールを早急に明確にすべきである。 本要望は、保安4法の一文化を要望するものではなく、適用法令が重複しないよう適用の整理を要望するものである。例えば消防法と各法令間の重複適用については、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するなどすべきである。			2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複・解消が課題とされたが、依然具体化されていない。2006年6月の要望に対する回答では、今年度中に再度、関係省庁間でさらなる合理化・簡素化について結論を得ることが確認されている。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	別添資料 参照
5018A	5018005			z08009	総務省、消防法第14条の3、第14条の3の2危険物の規制に関する政令第8条の4第6項		特定屋外タンク貯蔵所にあっては、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項の検査を行わなければならない。	c	-	屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等が考えられ、今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。 なお、溶接部欠陥の具体的な基準については、危険物の規制に関する規則第20条の8に規定されているが、保安検査時には、溶接部欠陥が毎年発見されている現状である。		下記要望者再意見を踏まえて再検討されたい。 「溶接部欠陥が毎年発見されている」というが、割れについては許容欠陥寸法を認めた通達(消防危第93号 平成12年8月24日)通りには実行してはしい。 (底板とアニュア板の溶接継手 長さ4mm×深さ1.5mm、上記以外の溶接継手 6mm×3mm) また、指示模様については傷の目視ができる場合は、削ることなく表面の傷の実寸で評価して欲しい。」	c(全国規模で対応不可)	-	消防危第93号通知で示した基準は許容欠陥寸法を認めたものではなく、新技術による検査の評価基準を示したものであり、規則20条の8に規定する磁粉探傷試験及び浸透探傷試験による溶接部試験は、欠陥長さを確認することはできるが、深さを確認することはできない。従って、消防危第93号通知で示した側板とアニュア板の溶接継手に係る長さ4.0mm×深さ1.5mm、側板とアニュア板の溶接継手以外の溶接継手に係る6.0mm×3.0mmの欠陥の大きさを確認することはできない。 また、欠陥が表面上に現れていないため目視できない場合であっても、内部に向かって欠陥が生じている場合があるため、表面の欠陥の長さのみによることは適当でない。	石油連盟	5	A	タンク底板溶接部検査の省略	タンクの保安検査、内部点検における底板溶接部の検査については、タンク製作時または一度実施すればよいものとし、底板の厚さに関する検査のみとして頂きたい。			保安検査における溶接部検査の結果、まだ不適合が認められるとあるが、その内容を明らかにすると共に、不適合の発生部位も明らかにし、欠陥の種類、発生部位、許容欠陥寸法などを評価する官民共同の委員会を設置し、検討することで解決できると考えられる。	消防法	
5018A	5018006		G10	z08010	総務省、消防法第2条、別表第一	引火点250未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	c	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。 なお、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の特例が定められている。	c	-	引火点の国内基準は、地震等の危険要素を勘案しても国際基準からかけ離れすぎであり、引火点の上限を引き下げる方向で再検討すべきである。実験結果の分析を踏まえた説明であるが、どういう条件下で実験を行ったのかを明らかにしてほしい。国連の危険物有害性物質分類の国際調和(統一)の中で引火性液体については、定義、試験方法、試験結果の判断と統一の中で引火性液体については、危険物保安の観点から適当でない。基準の合意が1・6年12月にされている。一方、消防庁の高引火点危険物の試験はガソリンを含ませたガラスウールを油面に浮かせ高引火点危険物に着火させている。これは国連の試験方法とは明らかに異なる方法であり、日本が特殊な条件で試験を行っているのは合意事項に反していると思われる。	c	-	平成17年度における危険物が原因となった火災事故件数が100件であり、そのうち第3石油類・第4石油類が原因となっているものが41件であることを勘案すると、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあり、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。 なお、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)は危険有害性を有する物品について、その分類と表示の統一を図ろうとするものであるが、その対象とされていない物品について各国において基準を設けることを妨げるものではない。	石油連盟	6	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げ、第3石油類の一部と第4石油類を外して頂きたい。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS(化学物質の分類および表示の世界調和システム)」の採用が決定するなどしており、各国並に見直しを頂きたい。			平成17年度「危険物施設の火災の出火原因物質等及び推移」より、第3石油類の火災件数は24件、第4石油類は16件とある。危険物施設1万施設あたりの火災発生件数は3.68、第4類では1.99、更に第3、第4石油類に於いては、共に1を切る低い水準となる。特に屋外貯蔵タンクでは第3石油類で0.0007、第4石油類は0.0と極めて低い。 地震火災は主に一般取扱所であるが、ノード量が小さく(潜在危険性も小さい)、タンクの場合でも第3、4石油類は阪神淡路大震災で火災発生はない。 危険物保安技術協会の高引火点危険物の実験では、非現実的な特殊条件で火災の発生が評価されている。	消防法	
5054A	5054055		G10	z08010	総務省、消防法第2条、別表第一	引火点250未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	c	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。 なお、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の特例が定められている。	c	-	地震等を勘案したとしても、引火点の国内基準と国際基準の差は大きすぎる。その根拠を明確にされたい。 以下要望者意見も踏まえて再検討されたい。 「引火点の上限の引き下げが困難な理由として、大規模地震の発生危険性が指摘されているが、危険物保安の観点から適当でないとする理由について、250度が適当であり93度は不適当とする科学的根拠を明示すべきである。国連の採用する「GHS化学物質の分類及び表示の世界調和システム」は、有害性、危険性について、専門家で構成する委員会が数年にわたって検討した結果をふまえて取りまとめられている。」	c	-	平成17年度における危険物が原因となった火災事故件数が100件であり、そのうち第3石油類・第4石油類が原因となっているものが41件であることを勘案すると、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあり、引火点の上限を93度とすることは危険物保安の観点から適当でない。 なお、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)は危険有害性を有する物品について、その分類と表示の統一を図ろうとするものであるが、その対象とされていない物品について各国において基準を設けることを妨げるものではない。	(社)日本経済団体連合会	55	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準との整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしており、各国並に見直しをすべきである。 2006年6月の要望に対する回答では、第3石油類・第4石油類について、危険性が低いとはいえない状態にあるとされているが、平常時・地震時別の指標を踏まえてその根拠を示すべきである。			指標の一例として、2005年度の「危険物施設の火災の出火原因物質等及び推移」の統計では、第3石油類(非水溶性)の火災件数24件(製造所1、屋外タンク貯蔵所2、給油取扱所1、一般取扱所20)、第4石油類(非水溶性)の火災件数16件(製造所3、屋外タンク貯蔵所0、一般取扱所13)となっている。 このデータに基づけば、第3石油類、第4石油類の危険物施設の1万施設あたりの危険性はともに1以下となり、火災発生頻度は低いと考えられる。特に屋外貯蔵タンクの火災発生率の危険性は非常に低いといえる。 地震時においては、火災発生施設は一般取扱所であり、ポンプ等が主な施設と考えられるが、こうした施設は油のホールド量が限られ、大規模地震の発生時も危険性は小さい。また、ホールド量の大きい屋外貯蔵タンクについては、火災のほとんどが溶接・溶断等に起因しており、大規模地震の場合も第3、第4石油類のタンクやその流出油が火災に繋がる危険性は低い。 なお、実験結果の分析等をふまえて検討されたとの説明であるが、これは特殊な条件の下で第3、第4石油類に着火させた場合であり、「高引火点危険物の火災危険性に関する調査報告書」平成10年3月「危険物保安技術協会」、かかる条件下で発生することをもって他の石油類同様に危険物として扱うことは現実的ではない。	消防法第2条	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物是非危険物とされている。

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5019A	5019003			z08011	総務省、	固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)及び通知	農業用施設用地の地目認定については、施設内部において耕作が行われていない場合、宅地又は雑種地として認定することとされている。	c	-	当該農業用施設用地の使用実態は定かではないが、仮に当該農業用施設の内部で耕作が行われていなければ、地目は宅地又は雑種地。耕作が行われていれば地目は農地(田又は畑)と認定される。 いずれにせよ土地の現況により判断するもの。 なお、固定資産税の評価に政策的配慮を加えることは適当ではないと考える。	-	「施設内部で耕作が行われている」かどうかの判断については、「農業用施設用地の評価等に関する留意事項について(平成11年9月29日自治評第40号通知)」では「土地に労費を加え肥培管理(耕うん、整地、かんがい、排水、除草等)を行って作物を栽培しているかどうかによって判断する」とされている。 しかし、近年の農業技術の進歩により、施設内部において、農地に形質変更を加えず畑やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その畑やシートの上で農作物を栽培する農法(耕法)も確立しており、このような栽培方法の場合、農林水産省経営局施設改修課長による「施設農業用地の取り扱い(平成14年4月1日付け13経営第0953号)」では、「農地」として判断され、農地法における転用許可の対象外となっている。 このため、施設の内部において土地に直接労費を加えず、畑やシートの上で農作物を栽培し、農地法上で「農地」と判断された農業用施設用地について、固定資産評価基準上でも「農地」として地目認定を行うことで、行政(自治体)として統一した考え方に基いた行政運営を図ることができることとなる。 固定資産税の評価に政策的配慮を加えるということではなく、「農業用施設の内部で耕作」というのが、どのような耕作を指すのかも明確に示して頂きたい。 また、農地法上で農地として判断される農地(いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、農地に形質変更を加えず、畑やシートの敷設し、その上で農作物を栽培している農地)が、固定資産税の評価とは、農地となるのか、または、宅地や雑種地となるのかについても明確にして頂きたい。	c	-	固定資産税評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、現況により判断するもの。原則として、当該農業用施設の内部で耕作が行われていなければ、地目は宅地又は雑種地。耕作が行われていれば地目は農地(田又は畑)と認定される。 なお、この場合、「耕作」とは、土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするかいつでも耕作できるようにする等、客観的に見てその現況が耕作の目的に供されるものと認められる土地(休耕地、不耕作地)も含まれるとして、いるところであり、土地の利用状況を踏まえ、農地かどうか判断されるべきものである。 また、地目の認定については、農地法と固定資産税評価は共に現況主義を採っており、原則的考え方において、大きな差はないものである。	新潟県妙高市	3	A	農業用施設用地の地目認定基準の緩和	固定資産評価基準及び通知により、農業用施設用地の地目認定について、施設内部において耕作が行われていない場合、宅地及び雑種地として認定するとされている。同基準の緩和により農地法上で農地と判断された農業用施設用地について、農地として認定するよう認めていただきたい。	妙高市においては、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農業生産法人以外の法人の農業参入の緩和が図られ、新農法(耕法)による大規模農業用施設での大葉やハーブの栽培が行われている。 この栽培用の農業用施設用地については、農地法上では地目は「農地」と判断され、農地法における転用許可の対象とはなっていない。 しかし、固定資産評価基準及び通知では、農業用施設用地については、施設の所在や施設の内部での耕作状況(土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培しているかどうか)によって地目の判断を行い、施設内部で耕作が行われていない場合、「宅地」又は「雑種地」として認定することとしている。 農業技術の進歩により、新農法(耕法)が構築されている現在、妙高市の荒廃農地が多く存在する地域において、農地法上「農地」と判断された農業用施設用地について、この基準を緩和することにより、荒廃農地の解消を図り、また新たな産業立地にもつながり、地域の発展に寄与する。	課税地目の認定については、基本的に不動産登記法の取り扱いと同様であり、不動産登記簿上の地目と現況の地目が一致していない場合には、不動産登記簿上の地目にかかわらず現況の耕作状況(土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培しているかどうか)によって地目を判断することは認識している。したがって、農業用施設用地の認定基準を緩和することは、既存施設用地の評価と異なる可能性がある。 このようなこと、実地調査により既存施設用地の把握し、農地法における転用許可を受けた農業用施設用地は現行基準を遵守することとし、農地法上で農地と判断された農業用施設用地について実施したいものである。	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)第1章第1節一(2) 農業用施設用地の評価等に関する留意事項について(平成11年9月29日自治評第40号通知) 施設農業用地の取り扱いについて(平成14年4月1日13経営第6953号)農林水産省経営局構造改善課長名回答)	
5022A	5022001			z08012	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	国・民法第466条	国・要望事項については、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社に拡大した。	国・d	—	国・d *総務省では既に措置済み	—	-	-	-	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約など、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約など、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。			
5023B	5023001			z08013	総務省、	行政書士法第1条、第2条、第3条	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。	C・対応不可	-	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。	-	要望者より下記意見が寄せられていますので再検討をお願いします。 1. 行政書士は、弁護士法第72条、司法書士法第73条1項において、その職種以外の者が業務を行うことを禁止している事項に反し、違法行為を公然と行う者が非常に多い。また、本来ならばこれらを取り締まるべき立場にある。日本行政書士会連合会及び各行政書士会も、これらの行為を事実上黙認していると考えざるを得ない状態にある。 2. 行政書士法第1条の2第1項、2項によって規定されている行政書士の業務については、業務範囲が広範であると解されているわりには、専門性の高い業務の指導及び連絡を行っているものがある。このように専門性の高い業務について行政書士資格の取得とすると業務が国民において既に存在している。3. 行政書士に対しては、国民の権利保護に資すること不可欠なADR代理権の附与が認められなかった。また、平成18年10月1日から発効した「法テラス(日本司法支援センター)」に寄せられた国民からの相談につき、相談先として行政書士会を紹介した事例は無いに等しく、国民から必要とされていないことの恐れがある。 4. 平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」には、「以下の資格については、禁止を含めてその在り方を検討する」とあり、その中の1つに「資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの」が挙げられている。 行政書士については、その業務の専門性の低さが明らかにされているので、今日のように、民間開放が推進されるべき状況にあつては、この論点について、迅速かつ、適切な審議がなされるべきである。	C・対応不可	-	行政書士法は、行政書士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めていることであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独立業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。	個人	1	B	行政書士制度の廃止 行政書士業務の国民への開放	行政書士制度を廃止し、行政書士業務を広く国民全体に開放すること	1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい、又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言えるもので、各種メディアの発達、教育の徹底がなされた今日においては、制度それ自体が不要なものである。 2. 行政書士は、日本全国で39,085名存在する(平成18年7月1日現在)、ところで、行政書士法第2条により、行政書士となる資格を有する者は、弁理士4,063名(第3号)、公認会計士16,268名(第4号)、税理士69,193名(第5号)、国家公務員約48万名(第6号)地方公務員約154万名(第6号)、合計約211万名、実に国民の100人に1人以上(1.75%)が該当することになる。これに加えて多数の公務員退職者及び行政書士試験合格者で、未登録の者がいる。このような資格が、専門性を有しているとは、到底認めがたい。(その他欄に続きあり)	行政書士法第1条の2、1条の3		
5024A	5024012			z08014	総務省、財務省、国土交通省、	要望内容に関する「自動車型指定制度」について 道路運送車両法「自動車型指定制度」	この制度は、販売予定車両と同一の構造装置・性能を有する自動車について、申請により安全や環境の基準への適合性の審査を現車により行うとともに、自動車の品質や性能の均一性についての審査を書面にて行い、型式の指定を行う制度	b	-	国土交通省汎用オンライン申請システムにおける対応方法等については、オンライン利用率向上、費用対効果の観点に留意しつつ、平成20年度を目途に移行を予定しているe-Gov窓口システムとの調整を踏まえて検討。	-	要望者より別紙のとおり再意見が来ており、再度、貴省からの回答を頂きたい。	b	-	国土交通省汎用オンライン申請システムにおける対応方法等については、オンライン利用率向上、費用対効果の観点に留意しつつ、平成20年度を目途に移行を予定しているe-Gov窓口システムとの調整を踏まえて検討。	社団法人 日本自動車工業会	12	A	手数料電子納付促進のためのオンライン申請システム更改	現状の税や電気・ガスの公共料金金の取扱いと同じように納付依頼書で金融機関に業務を依頼できるように更改等を要望する。 オンライン申請システム内の手数料情報画面の更改 手数料が確定した後にオンライン申請システムの手数料情報画面から、手数料納付依頼書(納付者名、納付番号、金額、納付先、金融機関押印欄等が入った、もの)が出力できるようにして頂きたい。 財務省蔵入金電子納付の取扱いの呼びかけ 金融機関に問い合わせた処、ATMやインターネットバンキングについては対応されているとのことであったが、法人を対象とした財務省蔵入金電子納付は取扱いを行っていないとの回答を得たことがあり、積極的に取扱うよう呼びかけを行って頂きたい。	オンライン申請には蔵入金電子納付の機能が存在するが、インターネットバンキングとATMからの振込みが主流となっており、企業が利用し難い状況にある。 [例 自動車メーカーでは未だに印紙で手数料納付している社が多い。]	企業では税や電気・ガスの公共料金を金融機関から直接振込を行う方法が一般的であり、インターネットバンキングやATMでは納付通知を受ける業務部門から経理部門への納付依頼、経理部門から金融機関への納付依頼等が行えずに蔵入金を電子納付できない状況にある。	根拠法令なし	・新規要望

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5028A	5028002			z08015	総務省、		危険物の規制に関する規則第13条の2の2においては「避雷設備は、日本工業規格A4二〇―「建築物等の雷保護」に適合するものとする。」とされている。 当該JIS規格の解説においては、危険物施設の雷保護レベルについて、その地方の襲雷頻度等の立地条件や建築物等の種類・重要度等を考慮してレベル又はのいずれとするかを決定することとされているところであり、ご指摘の「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成17年1月14日付け消防危第14号)の記述は上記解説の要点を示したものである。	e	-	危険物施設に設置すべき避雷設備については、地域の落雷頻度、建物構造、貯蔵し又は取り扱う危険物の種類等を考慮して設置されるものであるため、一律に基準を定めることは適当でない。 なお、事業者側において、落雷等に対する危険物施設の安全性が確保されていることを示すことにより、保護レベルとすることができるものと認識している。	実際の運用面において、各消防署の判断が異なっており、当該危険度の判断基準について再度周知徹底されたがい。		e	-	日本製紙連合会	2	A	危険物施設に対する避雷設備設置の際の保護レベル見直し	高さ20mを超える煙突や、石油、化学薬品等の危険物の屋外貯蔵タンクには、雷の影響からこれらを保護する確率を表すレベル1から4までの4段階が設定され、これらに対応する雷保護設備の設置が義務付けられている。このうち危険物施設の保護レベルは、原則としてレベル1とされているが、「雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合は、保護レベル2とすることができる(危険物の規制に関する規則第13条の2の2)」しかし運用面では消防署の判断により、全てレベル1とされている。これを貯蔵物や設置現場の危険度など、実態に応じて、レベルの見直しを図ってもらいたい。		危険物の屋外貯蔵タンクには、3,000klのC重油タンクや6klのC重油タンク、30,000kgの過酸化水素タンクなど様々で、危険度の度合いや貯蔵数量も異なる。このため一律にレベル1とするのではなく、危険度の実態を考慮して、レベル2とするなど、柔軟な判断をすべきである。又消防署は明確な判断基準を公表すべきである。	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行についての消防通達(平成17年1月14日 消防危第14号) 危険物の規制に関する規則第13条の2の2)		
5029A	5029002			z08016	総務省、		(証紙による収入の方法等) 第二百三十一條之二 (略) 2～5 (略) 6 普通地方公共団体は、納入義務者が、納入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定した者(以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。)(が交付し又は付与する政令で定める証券その他の物は番号、記号その他の付号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の納入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該納入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該納入を当該指定代理納付者に納付させることができる。 7 (略)	E:事実誤認	-	地方公共団体の収入証紙をクレジットカードで購入できるかどうかについては、郵便切手類販売所等に関する法律に基づき日本郵政公社から委託を受けて印紙の売りさばきを行う郵便切手類販売所や印紙売りさばき人における問題である。 「○証紙をクレジットカードで購入することについては、それを妨げるような規制がなく、売りさばき人の判断によるということは確認できましたが、印紙についての回答がございませんでした。印紙のクレジットカードによる購入につきましても、証紙と同様に、売りさばき人の問題と理解してはいかがでしょうか回答をお願いします。」	要望者から以下の再意見が寄せられており、特に印紙のクレジットカードによる購入について、回答をお願いします。 「○証紙をクレジットカードで購入することについては、それを妨げるような規制がなく、売りさばき人の判断によるということは確認できましたが、印紙についての回答がございませんでした。印紙のクレジットカードによる購入につきましても、証紙と同様に、売りさばき人の問題と理解してはいかがでしょうか回答をお願いします。」	E:事実誤認	-	クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社28社 別紙社名一覧ご参照)	2	A	バスポート申請費用に係わるカード決済導入の件	バスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利便性を高める。 ○証紙については、地方自治法231条の2第6項(本年改正)によりクレジットカードによる購入が可能となったのか確認したい。 ○印紙についても、クレジットカードによる購入が可能かどうか確認したい。	収入印紙/証紙購入のクレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。	○現在バスポート申請時における収入印紙、証紙の購入については、現金決済のみの運用となっている。 ○外務省としては収入印紙と証紙を受領証にはって旅券手数料が納付されるのであれば、これらの購入方法を問わない旨回答を得ている。 ○クレジットカード決済が可能となれば、大量の現金を扱う交付窓口の現金ハンドリングコスト及び盗難リスクが軽減され、購入者には支払い利便性が向上され、購入者・収納側双方にメリットが生じる。	・旅券法 ・地方自治法 ・郵便切手類販売所等に関する法律 ・印紙税法			
5036A	5036001			z08017	総務省、文部科学省、厚生労働省、		地方自治法第240条、地方自治法施行令171条から171条の7、地方税法第2条、第167条等	C:対応不可	-	地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であることから、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することは認められない。 また、地方公共団体が保有する租税債権は、課税権に基づいて賦課された債権であり、また徴収するにあたり強力な自力執行権が付与されているものであるため、第三者に譲渡することとはできない。 なお、地方自治法施行令第158条の規定により、使用料、手数料等については、徴収又は収納の委託が可能となっている。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 「地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であることから、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することは認められない。」との回答ですが、これは税や手数料などの公債権に関してだけでなく理解していましたが、例えば各種制度の貸付金や普通財産の賃料、公立病院の診療代など私債権といわれるようなものも強制徴収が可能と考えるよりよいでしょうか。 そして、たとえ強制徴収が可能だとしても、強制徴収よりも第三者に譲渡したほうが低コストでかつ効率的ではないかという提案なのですが、いかがでしょうか。	C:対応不可	-	民間企業	1	A	自治体の保有する債権の第三者譲渡	自治体の保有する債権(税、手数料等、保育料、給食費、貸付金これら全てあるいは一部)について、自治体の職員による回収にコストがかかりすぎるものを民間事業者を含めた第三者に譲渡する(入札で売却する)。	債権の回収は自治体の職員による直営ではコストがかかりすぎる場合もあるし、また、未収金として長期間残ってしまうことは財政にも悪影響を与える。よって、早期に第三者譲渡(売却)することで回収コストの低減と流動化(現金化)による財政効率化が期待できるため。	地方自治法第240条、地方自治法施行令171条から171条の7	債権譲渡手順案を添付します。全国規制改革要望にするが民間開放要望にするが決めかねました。とりあえず前者としましたが、適当でなければ修正していただいてかまいません。メールアドレスは迷惑メール防止のため非公開にさせていただきます。住所も非公開でお願いいたします。			
5037A	5037001			z08018	総務省、		行政書士法第2条、第6条、第19条	C:対応不可	-	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士法第2条に定める者が行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。 なお、現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。	要望者より下記意見が寄せられていますので、再検討をお願いします。 1. 弁護士・弁理士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・司法書士・土地家屋調査士(以下「各士業」という)は、各業の団体による指導及び連絡がなされており、各監督機関による監督が行われている。 総務省回答によると、行政書士は、都道府県知事の監督を受け、かつ、行政書士会による自主的な指導及び連絡がなされる必要を要して、行政書士会への入会が必要とする機関としている。しかし、各士業は、すべて国家資格であって、いずれもそれぞれ法定的資格団体名簿への登録が必要となっており、かつ、各監督機関(監督官庁ないし弁護士会)における各士業の監督下にある。ただし、本来、行政書士業務とは、各士業が日常的に行っている固有業務の付随的な業務にすぎないものである(例えば、土地家屋調査士の許可申請や税理士・社会保険労務士・司法書士等がその業務として関与する顧客会社における各種決算の申請書類、各士業がその業務の一環として扱うことができれば、国民としては利便性が大いに高まるものである)したがって、それぞれ専門性の高い業務について指導を行って各士業の所属の協会、各協会に対して、会員が付随業務として行う行政書士業務について指導及び連絡をすることは十分可能であり、またそれぞれが監督機関による監督を受け付けらる。それに加えて別途、行政書士会による指導及び連絡や都道府県知事による監督は必要ではない。 2. 行政書士法が創設した士業が行政書士業務を行うことは国民の法益の保護及び利便に資する。 行政書士の業務については、「他人の依頼を受け報酬を得て、その業に就する業務その他の権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること」(行政書士法第1条の1)かつ「その他の法律に基づいて認められているものについては、業務を行うことができない」(同法2項)とされている。業務範囲が広範であると解されているわりに、専門性の高い業務	C:対応不可	-	個人	1	A	他の法律専門職による行政書士業務取扱いの許容	行政書士法は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的としており、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者など行政書士法第2条に定める者が行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。 なお、現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。	弁護士、弁理士、公認会計士、税理士は、行政書士法第2条により行政書士となる資格を有するが、第2条に司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士を追加し、これらの法律専門職が、行政書士登録をせずとも行政書士業務を行えるようにしていただきたい。	1. 行政書士法第2条により、行政書士の資格を有する者は、試験合格者以外に、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、一定の年数以上(17年又は20年)行政事務を担当した公務員と規定されている。行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行っている司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。 2. 弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士は、いずれも法律によって、登録及び懲戒の制度があり、重なる行政書士名簿へ登録し、都道府県知事の監督を受ける必要性が少ない。 3. 行政書士は、弁護士法72条違反や司法書士法違反などで逮捕されたり、戸籍謄本等の職務上請求の不正請求など事件を起こす者が後をたないが、行政書士会は、会員に対する指導監督が十分にできていない。(その他の欄に続く)	(要望理由の続き)前項の士業が固有の業務に附随する行政書士業務を行なうについてもわざわざ行政書士名簿に登録をして、会員の指導も十分にできない行政書士会に重ねて入会するのは、無意味といえる。 4. 第2項の士業はそれぞれの法律により守秘義務が課せられており、当該規制緩和がされても国民が不利益を受けることはない。 5. 行政書士法第1条の3の各号に掲げる業務は行政書士の独占業務ではなく、行政書士の独占業務は行政書士業務の一部にすぎず(行政書士法第19条、重点検討項目候補(士業の労働者派遣の容認)に関する総括表、総務省回答)本要望が認められても影響は少ない。 6. 専門性の低い行政書士業務を他の法律専門職が扱うことにより、国民の利便が向上することになる。			

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グル ー プ 化 番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の 内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種 別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望 内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	5041005			z08019	総務省、	住民基本台帳法第11条、第11条の2	住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合や、個人又は法人が統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの又は公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるものを行うために必要である等の場合に、請求又は申出ができることとされている。	c		住民基本台帳法については、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を見直し、あわせて偽りその他不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化する改正法が平成18年11月1日より施行されたところである。						株式会社ITS 教育プランナー 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	5	A	住民台帳法第2章第11条の継続(住民台帳の一部の写しの閲覧)	今後、個人情報保護法令の重視傾向により、左記閲覧に制限が加わる可能性があることを某報道機関等からの情報により確認している。今後、仮に制限が加わった場合、コンプライアンスの遵守を前提とした企業・個人の自由な営業活動(タレント・戸別訪問等)に規制が加わることになり、様々な法人等にも利益減を中心とした影響が生ずる可能性がある。	左記法令の継続。また、コンプライアンス遵守企業の個人情報取得制限の緩和や情報取得ライセンス制度の新設等。	過度に個人情報保護の傾向が強まっていった場合、コンプライアンス遵守企業の経営・営業活動の収益上の影響は大きい。そして、企業の経営活動の制限により、小・中・零細企業が大きくなりうる可能性の芽を摘むことにもないか悩ましい。	左記法令	特になし
5041B	5041065			z08020	総務省、	地方自治法第244条の2	(公の施設の設置、管理及び使用) 第二百四十四條の二 都府県及び市町村は、法律又はこれに基づき(法令に特別の定めがあるものを除く)は、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設の設置及びその管理に関する事項について、これを廃止し、又は条例で定める範囲かつ部分的な利用をせよとするときは、議決において出席議員の三分の二以上の賛成を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。以下、当該公の施設の管理を行うことをいう。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の選定の手続、指定管理者が行う施設の管理及び施設の管理の他の必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、条例で定め、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告を作成し、当該公の施設を管理する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、指定管理者とあるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」といふ。)を当該指定管理者の収入として徴収することができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要であると認めるときは、条例でこれを定めるものとする。指定管理者が定めるときは、この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。	A:全国規模で対応	指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続きを行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。	要望者から以下の再意見が寄せられており、ご回答をお願いします。 前回あじさいキャンペーンでも同一の回答内容、「必要な措置を講じる」でしたが、その具体的な日程と内容、またどのような実効性を考えられておられるかご回答をお願いします。	A:全国規模で対応	平成18年度中に公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果を取りまとめ、公表するとともに、それに基づき透明度の高い手続きを行うよう地方公共団体へ周知する。あわせて、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	65	B	自治法における指定管理者制度の透明性、情報公開を要望	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い。業務内容がよく分からない。審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安値で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い。業務内容がよく分からない。審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安値で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	地方自治法第244条の2					
5042B	5042001			z08021	総務省、	当面、地域単位での民間開放により、民間事業者が実地調査業務を行う機会を創出	平成18年10月6日に、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けた計画」を公表した。 その内容としては、 ・総務省所管の指定統計調査は、一部の例外を除き全国で(また大規模に実施しているが、調査業務に係る民間事業者の現状、各事業者が用いている調査員の数等の面)からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。 ・地方、業界団体等からのヒアリング結果や試験調査への応れ状況等からみて、統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在しており、規模を限定すること等の条件を付せば、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することは可能と考えられる。 ・こうした現状等を踏まえ、地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進し、民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出することとしていること。 一方、全国的な統一性の確保等の観点から、民間開放の基準・条件(入札内容、契約内容やモニタリング等)を地方公共団体に対して提示することとしている。	c	要望者より下記再意見が寄せられていますので、再検討いたします。 「調査業務に係る民間事業者の現状(各事業者が用いている調査員の数等の面)からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。」とのことであるが、どのような基準でそう言えるのか、根拠を示されたい。また、規模を限定して実施した場合、民間事業者にとってはスケールメリットが小さくなり、ビジネスとしては成り立ちにくいと考えられる。地方公共団体が独自に事務事業の民間開放に関する提案の募集を行っている事例を見ても、そうした理由もあってそれほど多くの提案が集まっておらず、そもそも貴省の現状認識に誤りがあるものと考えられる。さらに、例えば国として統一的な基準を示したとしても、地方公共団体にそれに従う義務はなく、それをもって入札等の全国的な統一性が確保されるとは到底考えられない。	c	統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会等を実施し、業界団体からのヒアリング等を実施しているところであり、これらを通じ、調査対象数や調査員の数等の面からみて、総務省所管の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはないものと考えられる。 また、現在、地方公共団体には法定受託事務として調査を委託しており、その枠組の中で調査方法等について全国的な統一性が保たれているところ、入札等の基準に関しても、その中で適切な措置を講じてまいりたい。 以上を踏まえ、当面、地域単位での民間開放により、民間事業者が実地調査業務を行う機会を創出していくことが適当と考えられる。	(株)三井物産戦略研究所	1	B	指定統計調査の実施に係る業務の国からの直接民間開放	指定統計調査の実施に係る業務は、統計法施行令第8条に定めるところにより地方公共団体が行う法定受託事務とされているため、現状で民間開放を行う場合、各地方公共団体がそれぞれ当該法定受託事務に係る一般競争入札等を行うこととなる。これを同条の改正により、法定受託事務ではない国の事務とし、国が直接一般競争入札等を行うことを求めるもの、		「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けた計画」(平成18年10月6日)においては、地方公共団体に実地調査を委託している調査については、「地方公共団体が法定受託事務として実施調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当」とされている。しかし、地方公共団体ごとに調査の民間開放を行った場合、調査の受託を希望する民間事業者は地方公共団体ごとに一般競争入札等に参加しなければならず、また当該一般競争入札等に関連して提出すべき文書等の様式が異なる場合、地方公共団体ごとに異なる文書を作成しなければならぬこととなり、民間事業者にとっては負担が大きいかかりでない(非効率)である。	統計法施行令第8条					
5042B	5042002			z08022	総務省、	郵便切手の発行は、「郵便法」第33条により、日本郵政公社が発行することとされているが、本規定は、日本郵政公社の民間事業者へのデザイン等の委託までも禁止しているものではない。 郵便切手の販売は、「郵便切手販売所等に関する法律」第2条に基づき、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、日本郵政公社から一定の条件を満たす者(郵便切手販売者)に委託することができ、同法第3条では、郵便切手販売者に郵便切手販売所の設置を義務付けているものであるが、同法第5条第1項ただし書きでは、公社の承認を受けたときは当該販売所以外の場所において販売することができることとされているところである。	e	郵便切手は、郵便に関する料金の納付に使用されるものであり、その発行は、郵便の役務の提供主体である日本郵政公社が、郵便切手の種類ごとの販売数、在庫数及び特殊切手等の需要見通し等を踏まえて行うものであることが適当であり、要望内容に定める新しいコンセプトの魅力的なデザインの切手の発行は、現在既に公社において行われているデザイン等の外部委託を充実させることにより可能と考えられる。 郵便切手類販売所の設置は、「郵便切手類販売所等に関する法律」第3条により、郵便切手類販売者(以下「販売者」といふ。)に義務付けられているものであるが、同法第1項ただし書きでは、公社の承認を受けたときは当該販売所以外の場所において販売することができることとされていることである。また、販売者による郵便切手の買受けを定める同法第3条第2項は、民間化に伴い削除されるところ。民間化後は、郵便切手の引渡方法などは郵便事業株式会社と販売者の間で決められることとなり、現在より柔軟な方法とすることも可能になると考えられる。	c	要望者より下記再意見が寄せられていますので、再検討いたします。 貴省回答においては、郵便切手は料金の納付に使用されるものであることから、郵便の役務の提供主体が行うことが適当であるとしているが、役務の事例は民間の事業者においては多く見られ、役務の対価としての料金の納付が契約等によって担保された形で適正に行われれば、発行主体は誰でも特段の問題は生じないものと思われる。また、切手のデザインについて、切手の発行とデザインを分けていると、実際に消費者が利用可能な状況になるまで時間を要し、需要に見合った発行は困難であると思われる。さらに、個別の消費者の要望に応じたデザイン及び数量の発行は不可能であると思われる。	(株)三井物産戦略研究所	2	B	民間事業者による郵便切手の発行、流通及び販売所の設けない販売	民間の創意による新しいコンセプトの魅力的なデザインの切手の発行を可能にし、低迷している第一種及び第二種郵便物の需要喚起につなげるとともに、消費者の利便性を重視した切手の流通・販売を可能にするため、日本郵政公社のみが行うこととされている郵便切手の発行を、デザイン及び数量を定めて、日本郵政公社から委託を受けた民間事業者も発行することが出来るようにする。併せて、郵便切手の販売についても、これを日本郵政公社から買い受けることなく、また販売所を設けることなく(兼業に販売することが出来るようにする。	現行制度においては、郵便切手の発行については日本郵政公社の独占とされ、決められたデザイン、数量について、その印刷を民間事業者に委託することはあっても、発行そのものを委託することはできない。また、販売についても、日本郵政公社から委託を受けた者が、日本郵政公社から買い受けて、販売所を設けて行わなければならない。このため、デザイン、枚数等について個別の消費者の需要に見合った郵便切手の発行を、適正なコストかつ消費者にとって利便性の高い方法で行うことはできない。かかる状況は、郵便サービスの質の向上という観点からすれば、妥当であるとは言えない。本件については、公共サービス改革基本方針の作成に係る意見の募集において、これを対象とするよう意見の提出を行っているが、万国郵便条約により切手の発行の権限は郵便事業体によるべきであり、諸外国においてのも郵便事業体に限られているとの回答があったところである。しかし、諸外国の状況を見てみると、欧米諸国においては民間事業者による郵便切手の発行が行われている事例が見られ、国際条約及び諸外国の事例をもって我が国においても不可能であるということではないと考えられる。	郵便法第33条並びに郵便切手類販売所等に関する法律第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条							

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管官 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規制)	要望 事項 名	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5053A	5053001			z08023	総務省、 電通省、	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び第31条等	「電気通信事業法第30条に基づき、NTT東西(固定通信に関する市場支配的な電気通信事業者)及びNTTドコモ(移動体通信に関する市場支配的な電気通信事業者)は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利を与えらるること等が禁止されている。」 「電気通信事業法第31条に基づき、NTT東西は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、NTTコミュニケーションズ(特定関係事業者)に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること等が禁止されている。」	b	-	総務省は、本年9月19日に公表した「新競争促進プログラム2010」において、「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」として、「NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、先ずは詳細な実態を把握し、速やかに競争ルールの整備など所要の措置を講じる」としているところであり、今後、その着実な実施を図る所存である。		-	-	-	KDDI株式会社	1	A	2010年までの公正競争環境の整備	NTTの在り方の抜本的見直しが行われるまでの暫定的な措置として、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力濫用防止のための競争ルールを「新競争促進プログラム2010」において整備して頂きたい。	NTTグループの共同的・一体的な市場支配力に関する具体的な問題点は次のとおり、 (ドミナンスの問題) 特殊会社である持株会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ一体の人事・情報の共有等)。 特に、同じ(特殊会社であり、公営時代に構築したボトルネック設備及び管業面での顧客基盤を継承するNTT東・西と、携帯電話市場で過半のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中、 (ボトルネックの問題) ボトルネック設備を有するNTTは、融合する他の中継事業者との接続に消極的であったため、他事業者との接続を必要とする事業形態に再編成した。 しかしながら、NTT東・西の設備管理部門から見て、設備利用部門と他事業者との同等性を確保するルールが十分ではないため、依然として固定通信分野ではNTT東・西の市場支配力が圧倒的。	平成18年6月の政府与党合意により、2010年まではNTTの在り方の見直しが行われないこととなった。このため、NTTグループの持株会社体制の廃止及び完全資本分離、NTT東・西のアクセス部門の分離等の抜本的措置がとられるまでの間はドミナンスの問題やボトルネック性の問題が残り、公正競争環境確保のためのルール整備が必要なため。	日本電信電話株式会社等に関する法律 電気通信事業法 総務省電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社での在り方について」、 日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針 規制改革推進3カ年計画 規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申	
5054A	5054043			z08024	総務省、国土交通省、	消防法第17条第1項、消防法第17条第3項、消防法施行令第29条の4、建築基準法施行令第123条第3項、建築基準法施行令第129条の13の3第3項	「平成15年6月に消防法の一部を、平成16年2月に消防法施行令の一部を改正し、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入したところである。」 また、建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。 特別避難階段及び非常用エレベーターは火災等の災害時にその機能を発揮するものであることから、特別避難階段付室及び非常用エレベーター兼降ロビーにおいては、バルコニー又は直接外気に向かって開くことができる窓もしくは排煙設備を設けることとしている。	b	-	消防法における加圧防煙システムに係る客観的検証法については、「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会」の検討結果等を踏まえ、現在「消防活動支援性能のあり方検討会(平成17年度に設置)」において、同システム採用時における特別避難階段付室と非常用エレベーター兼降ロビーとの兼用も含めその具体的な技術基準の検討を行っているところである。 また、消防法における加圧防煙システムに係る技術基準の検討を受け、建築基準法においても、特別避難階段付室と非常用エレベーター兼降ロビーが兼用された場合における加圧防煙システムの利用について検討を行っているところである。	本課題における建築計画上の影響は決して小さいものではなく、資源の効率的利用の面でも少なからず影響するものである。 したがって、消防法における検討および法制化の具体的スケジュール、それを受けての建築基準法上の検討の方向性、現行の排煙方式と加圧防排煙方式との整合性などの検討内容の情報開示、および具体的スケジュールをわかりやすい形でタイムリーに公表すべきである。 なお、昨今の景気回復局面における都市開発の活性化により、民間では多くの開発予定案件が控えているため、これらの早急な実現を図るべきである。	(省令・告示上の手当てを必要とするもの)	b	-	(社)日本経済団体連合会	43	A	非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定化	非常用ELV乗降ロビーの仕様について、性能規定化を迅速に行い、かつ速やかに建築基準法の改正も行い、整合がとれた形で早期性能規定化を行うべきである。		容積の有効利用を考えると、高層建物のほとんどが特別避難階段の付室と非常用ELV乗降ロビーは兼用した兼用室を採用する。その際、性能設計上乗降ロビーが除外されているため、有効な設計計画ができない状態にある。また排煙に関する基本的なスタンスが異なっている。(建築は入ってきた煙を排出するための排煙、消防は煙を入れないための排煙(加圧))この点も含め、早急に非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定化(消防法、建築基準法とも)すべきである。	建築基準法施行令第123条第3項、第129条の13の3、消防法第17条、消防法施行令第29条の4 中) 非常用ELV乗降ロビーの仕様について、消防庁にて性能規定化へ向けて検討が進行中で、検討内容の報告が「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討報告書(平成16年度)平成17年3月」でなされているが未だこの内容から進捗していない。	
5054A	5054058			z08025	総務省、	電波法第38条の24、第38条の26、第38条の31、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第20条第36条、様式第7号、総務省告示第460号(15.7.1)	技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、免許不要等の特例を受けることができる。	b	-	特定無線設備の表示における番号は、技術基準不適合機器が現れた場合に、迅速かつ確実に製造業者、機種等を特定し、必要な措置を講じるために非常に重要なものである。 小電力データ通信システム(無線LAN)に係る番号の付与方法の変更については、現在、番号の表示の目的に照らして問題が生じないか検証を行っているところ。実際に番号を付与することとなる登録証明機関の実態も踏まえ、今年度中にその是非について結論を出すこととした。	要望者から提出された以下の再意見に対する貴省の御見解を御説明ください。 「小電力データ通信システム(無線LAN)に係る番号の付与方法の変更」について、今年度中にその是非について結論を出すとの回答を頂いたところであるが、その検討の経緯および結果について、総務省のホームページに掲載頂きたい。	b	-	現在、小電力データ通信システム(無線LAN)に係る番号の付与方法等について、登録証明機関の実態を検証しているところ。本件の実施に際しては、総務省のホームページにその内容等を掲載することとした。	(社)日本経済団体連合会	58	A	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証手続の見直し	認証番号の付与方法の変更について、前向きに検討するとともに、具体的な検討スケジュールを明確にすべきである。	2006年6月に、「当初の申請において申請したものよりも低い利得のアンテナを追加申請する場合には、追加の申請が再度必要であるとしても、当初の申請利得の範囲内として、認証番号は変更しないようにすべきである。旨、要望したところ、総務省より、「番号の付与方法の変更については、番号表示の目的に照らして問題が生じないか検証を行い、その結果を踏まえ対応していくこととする。旨の回答を得ている。」 新たなアンテナの追加に伴い、企業はその都度、認証費用を払い、認証を受け、新たな認証番号を製品に表記しなければならず、大変なコストと手間が伴うとともに、新製品の市場投入が遅れることにもなる。 認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合には、それらを含めて当初に認証を受けることで、再度の認証を不要とできるものの、「一定の基準」が明確ではないため、実務上、機種が変わる毎に、新たな認証番号を再取得せざるをえない。 そもそも、海外では多くの国がアンテナの変更による新たな認証を不要としている。	電波法第2条、第38条、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条、第20条、第27条、第36条	技術基準適合証明等の認証を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合には、変更前の認証等は効力を有しない。ただし、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて認証を受けることで、再度の認証を不要とすることが可能であり、認証番号についても、当初の番号を変更せずに使用できる。 すでに認証済の無線LAN製品について、新たなアンテナ(空中線)を接続し、使用する場合、該当の無線デバイスに新たにアンテナ情報を追加すること、認証番号を再取得し、これにより変更された認証番号を製品に表記しなければならない。	
5054A	5054075			z08026	総務省、	住民基本台帳法第12条、第36条の2、住民基本台帳法施行令第15条、住民基本台帳事務処理要領について、(昭和42年10月4日自治体第150号等)「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日、総行市第249号)	住民票の写し等の請求者識別カードによる請求に基づく交付については、平成17年3月28日付総行市第249号のとおり、自動交付機は個人情報の保護等の観点から必要と安全対策等を講じることとされている。 また、本人確認書類としては、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとされているところである。	c	-	住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行に当たっては、個人情報の保護や偽造防止に万全を期する必要がある。慎重な検討が必要。 御提案の「多機能コピー機」については、偽造防止措置が施された用紙の管理その他の対策など、個人情報の保護や偽造防止に万全の対策も講じる必要があるところ。 また、本人確認書類としては、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとされているところである。		-	-	(社)日本経済団体連合会	75	B	コンビニエンスストアの多機能コピー機を利用した住民票発行サービスの実施	コンビニエンスストアの多機能コピー機による住民票発行サービスを実施できるようにすべきである。 その際、本人確認の手段として、住民基本台帳カード以外に、今後に化される運転免許証やパスポート等、信頼性が高い認証方法についても認めるべきである。	(*)以上の事項を踏まえ、早期に検討を開始し、可能な地方公共団体から多機能コピー機の活用を始めるべきである。 また、住民基本台帳カードの発行枚数は総務省目標の300万枚にも及ばず、普及が進んでいないため、本人確認の方法としてパスポートや運転免許証等の公的なカードに対しても個人認証の手段として認可されるべきである。	かかり、設置台数が少ないことから、コンビニエンスストアでの住民票発行サービスに対するニーズが高い。その際、信頼性が高い本人認証方法を備えたコンビニエンスストアの多機能コピー機から住民票が発行できれば、地方公共団体が自動交付機の設置、窓口時間の延長、週末開庁等のコストを負担しなくても、住民の利便性を向上させることができる。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各官庁からの再回答について(2006年8月14日)」(以下、再回答)で総務省は「住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行に当たっては、個人情報の保護や偽造防止に万全を期する必要がある。慎重な検討が必要」として、全国規模で対応不可と回答している。 しかし、セキュリティ面では、多機能コピー機とホストコンピュータの間には専用の高速ネットワークが構築されている。また、「各市町村の保有するシステムへの不正侵入防止」については、先般の「異なるCA間認証ロミング技術に関する研究開発(情報通信研究機構の委託研究として、8月30日に実証実験を実施)等の適正な方法により、安全性が確保できると考えられる。」 (*)	住民基本台帳法第12条、第36条の2、住民基本台帳法施行令第15条 「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年10月4日自治体第150号等) 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日、総行市第249号)	2005年3月の総務省通達「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策について」により、公共施設以外においても住民票の写しの交付を申請できるが、設置する機器は一定のセキュリティ対策を講じた自動交付機に限られている。また、本人確認書類は「官公署が発行したもので交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの」が認められているが、実質的に認められているものは住民基本台帳に限られている。 2006年3月末時点で、住民基本台帳カードの発行枚数は約91万枚(人口比0.7%)にとどまっている。	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A	5054076			z08027	総務省、	地方税法第403条第4項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	c		補助的業務を民間に委託することも可能であるほか、評価員・評価補助員については、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任する(地方税法第404条、第405条)とされており、民間の専門的知識や経験を有する者を選任することも現行法上可能であることについて、周知徹底を図ることとした。また、民間からの選任も含め、評価員・評価補助員の公務員法上の身分その他の取扱等の条件についても、ご意見も踏まえ周知徹底を図ることとした。		「周知徹底を図ることしたい。」と言いつつ、「c:対応不可」というのは矛盾しているのではないかと、措置の分類は「a」または「d」ではないのか。また周知の際には通知や通達など明確な文書による周知をするべきである。	d		文書による周知を図ることとしている。	(社)日本経済団体連合会	76	B	固定資産税評価業務の民間開放及び固定資産評価員・評価補助員制度の拡充	固定資産税の調査・評価業務について包括的な民間委託が可能とすべきである。また、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員には、民間の専門的知識や経験を有する者を選任することが現行法上可能であることを、各市町村長に通知・通達等の文書で周知すべきである。		民間には、固定資産税の客体の専門家が存在しており、業務の民間開放を行うことで評価制度の向上が期待される。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(2006年8月14日)で総務省は、「実地調査については、罰則により担保された質問検査権(中略)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまない」と回答している。しかし、同様に罰則に裏づけされた質問権を持つ国勢調査の統計調査事業は公共サービス改革の対象事業に選定されていることから、みなし公務員とされた民間事業者に質問検査権を付与しても、問題はない。 また、現行制度は理解が難しく、固定資産評価員・評価補助員共に公務員が兼ねている場合が多いため、評価員・評価補助員に民間人を登用しない市町村が多く存在する。通知・通達等により民間人の登用が可能であることを文書で周知することで、より正確な調査を行うことが可能になる。	地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産税の課税にあたり、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が実地調査を行って評価調査を作成し、市町村長が価額を決定する。これらの調査・評価事務のうち、民間事業者に委託されるのは補助的な事務のみであり、包括的な業務委託はなされていない。 また、固定資産評価員・評価補助員は、民間の専門的知識や経験を有する者を選任する(地方税法第404条、405条)とされている。しかし、現実には評価員は特別職の地方公務員で、その8割以上は市町村の資産税担当課長等が兼務している。また、評価補助員は一般職の地方公務員で、その99％は市町村の税務職員が務めている。このように、民間人の登用が進んでいないため、地方公共団体によっては、固定資産が少ないために評価員が必要ないからではなく、財政難のために固定資産評価員を置かない場合もある。また、市町村職員には固定資産評価の技術的な裏づけがない場合が多い。
5054A	5054084			z08028	総務省、	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11	○地方自治法(契約の締結) 第二百三十四条 競争入札、指名競争入札、競争入札又はその他の方法は、一般競争入札、指名競争入札、競争入札又はその他の方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、競争入札又はその他の方法は、政令で定める場合に該当するときに限り、これにより締結することができる。 3 普通地方公共団体は、一層競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合には、競争入札の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制度の範囲内で競争入札の相手方とすることを要し、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令で定めるところにより、予定価格の制度の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格を付する者を選定するものとする。 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を受け付けた場合は、その者の納付に係る入札保証金返還政令の定めるところによりその納付を受けて受けた保証金を含む。当該普通地方公共団体に属するものとする。 5 普通地方公共団体が競争入札又は契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の職員又はその委託を受けた者が競争入札の相手方となる。契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に記録簿及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために必要な措置であつて、当該電磁的記録が変更されないようかつ複製することができず等これらの者の作成に係るものであることを確実にすることができるものとして、競争入札を定めたものを設けなければ、当該契約は、確定しないものとする。 6 競争入札に加わらうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、競争契約	B: 全国規模で検討	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善について、第6次要望時ににおいて回答したところである。 ○参考(6次要望時の行政課回答) 地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、地域要件 設定の理由の公表については、「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改訂)」(平成18年3月31日閣議決定)に沿って地方公共団体に要請していくこととする。 また、地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する。			(社)日本経済団体連合会	84	A	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	地域要件設定のルールを、公平性、透明性に留意した合理的なものとするための検討項目及び具体的な検討スケジュールを示すべきである。		公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名に当たり考慮するなど地域要件の設定が行われている。 「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改訂)」(2006年3月31日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされており、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について「(2006年8月14日)でも地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する」とされている。	地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11	公共工事の入札参加資格については、地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格としたり、入札招請者の指名に当たり考慮するなど地域要件の設定が行われている。 「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改訂)」(2006年3月31日閣議決定)においては「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する」とされており、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について「(2006年8月14日)でも地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する」とされている。			
5054A	5054086			z08029	総務省、	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条	他人の信書の送達は、日本郵政公社又は信書便事業者しか行えないこととしている。	b		郵便(信書)分野における民間参入の促進に関する施策については、「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っているところであり、検討の結果法律改正を要することとなる事項については、平成19年の通常国会へ改正法案を提出することを予定している。	要望者から提出された以下の再意見を踏まえ、再度御検討いただきたい。	回答で総務省は、「報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っている」としている。検討に当たっては、信書便事業における競争を促進するような制度設計を積極的に行うべきである。また現在の信書の定義については、利用者にわかりやすいものとなるよう早急に措置すべきである。	b		信書便事業における民間参入の促進に関する施策については、競争の促進がもたらすサービスの一層の多様化や価格低廉化など、国民の利便が向上する効果を考慮して検討を進める。	(社)日本経済団体連合会	86	A	信書(特にダイレクトメール)規制の見直し	独占範囲である信書の定義について、将来的には撤廃することも視野に入れ、利用者にわかりやすいものとなるようにすべきである。また、検討の具体的なスケジュールを示すべきである。 なお、現行基準を変更する際には、現行の非信書領域で行われているサービスに配慮すべきである。		信書/非信書の基準がわかりにくく、利用者が「信書にあたるか否か」を判断することが困難な場面が多い。その場合、コスト面で優位なメール便を利用したいが、仮に非信書と判断した書状が信書に該当した場合のリスクを考慮して、企業ではコンプライアンスを確保する観点から、郵便を用いて配送せざるを得ず、コスト増を強いられる。 一方で、Eメールなどの電子的媒体を用いて、文書であれば信書に該当する内容の文書を送信する場合は、信書便規制の対象外となり自由に送達が可能である。同じ文書を送達する際に、送達の手段の差異によって、片方だけに過度な規制が課される現行制度は不合理である。	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条	郵便法第5条第2項で、信書は「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」と規定されており、「信書に該当する文書に関する指針で、ダイレクトメールは、街頭配布や新聞折り込みを前提とするチラシ、店頭配布を前提とするパンフレットやリーフレットを除き、信書に該当するとされている。
5055A	5055004			z08030	総務省、	地方自治法第237条、238条の4及び238条の5	〔財産の管理及び処分〕 第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物及び権利並びに金銭をいう。 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条項又は条項の趣意による場合に於ては、これを交換し、世帯の目的とし、若しくは受払手段として使用し、又は適正な対価なしにこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。 〔行政財産の管理及び処分〕 第二百三十八条の四 行政財産は、次条から第四項までに定めるものを除く(ほか、これを賃し付け、交換し、売却し、譲渡し、世帯の目的とし、若しくは信託し、又はこれに権利を設定することができない。) 1 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を附けない(程度において、賃し付け、又は信託し、又はこれに権利を設定することができる。) 一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建築物その他の土地に定着するものであること(当該行政財産である土地の使用の目的を効果的に達成することにより管理を認められるものを指し、又は所附し、又は譲渡する場合(当該普通地方公共団体と一層の建築物を区分して所有する場合を除く。))において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体の当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認められる者に限る。)に当該土地を賃し付けると。 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人行政財産である土地の上に一層の建築物を区分して所有するためその土地に権利を賃し付けする場合。 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外	C: 対応不可	地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、財産の効率的な観点と照らし合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところ。 よって、資金調達の多様化の観点からのみで行政財産を含めた財産全般について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすることは認められない。 また、行政財産は、公用又は公共の用に供する財産であり、これらに供している限りにおいて、行政財産を普通財産に変更することは認められない。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 ・国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該財産を引続き国が賃借し使用(リースバック)することが現行法令の解釈で可能とされている。地方公共団体と国とで異なる理由はないと考えられるが、この相違点を明確にしたいだくともに、改めて早急な措置を要望するもの。	行政財産については、公用又は公共の用に供する財産であり、これらに供している限りにおいて、行政財産を信託することは認められないが、これを用途廃止のうえ普通財産とすることによって信託を行うことは可能である。	社団法人信託協会	4	A	地方公共団体の保有する財産について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすること。	地方公共団体が保有する行政財産(庁舎等)についても、国と同様に、普通財産に用途変更した上で流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該地方公共団体が引き続き賃借し使用(リースバック)することが、現行法令の解釈において可能かどうかを明確にするとともに国と同様の措置を要望すること。 地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)と有価証券以外の財産についても、流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすること。	地方自治法第237条、238条の4及び238条の5	・国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該財産を引続き国が賃借し使用(リースバック)することが現行法令の解釈で可能とされている。 ・地方公共団体と国とで異なる理由はないと考えられるため、地方公共団体についても、少なくとも国と同様の取扱いが可能であることを明確化することを要望するもの。 ・また、地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)及び有価証券以外の財産についても、信託設定による流動化が実現されれば、地方公共団体の早期財政健全化に資すると考えられる。 ・例えば、金銭債権についても、既に一部の地方公共団体に、流動化と同様の経済効果が認められるローンパーティシペーション方式での流動化事例が既に存在しており、これと同等の経済効果を実現できる信託方式が認められない理由はないと考えられる。						

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の容 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5058A	5058006			z08031	総務 省、 消防 法、危 険物の 規制に 関する 政令		屋外貯蔵所では原則として 容器に危険物を収納して貯 蔵しなければならない。	c	-	コンテナによる危険物の貯蔵は、内部 に可燃性蒸気が滞留するおそれがある。 火災が発生した場合には消火困難 であるなど、容器に危険物を収納して 貯蔵する場合に比べて危険性が高く、 またコンテナに収納される危険物は種 類が多様であり、危険性も異なること から、各消防本部で仮貯蔵申請の手 続において個別具体的にその内容を 把握する必要がある、また期間を限定 して貯蔵することが適当である。		同じ申請を都度行うことは非常に非効 率である。安全性の確保を前提とし て、申請手続きに伴う書類の簡素化、 処理期間の短縮化等の効率化を検討 すべきである。 下記要望者再意見も踏まえて、再検 討されたい。 「仮貯蔵の申請は制約条件を極小 化した形でお願いしたい。 (例)・仮貯蔵申請は事前に行い、 コンテナによる保管は常時可能とする ・仮貯蔵申請は申請当日内で 承認頂けるシステム ・仮貯蔵申請は包括申請のよう な1ヶ月単位等も可能とする」	c	-	仮貯蔵又は仮取扱いは、きわめて短 期間の貯蔵・取扱いを臨時的に認める 制度であり、各消防本部において個別 具体的にその内容等を把握し、承認す る必要がある。 このことから、仮貯蔵又は仮取扱い については、所轄消防長又は消防署 長がそれぞれ事務手続を定め、個別 具体的な内容に応じて承認の可否を 判断しているものであるので、事務手 続の簡素化等については各消防本部 等に相談されたい。	石油化学工 業協会	6	A	事業所内 屋外貯蔵所での 危険物収納コンテナ蔵置期 間緩和	危険物を収納した容器をコンテナ に入れた状態で屋外貯蔵すること を承認いただきたい。	屋外貯蔵所において、容器に収納し た危険物をさらに容器以外の物体 (コンテナ)に収納したまま屋外貯蔵 することは、都度仮貯蔵の申請・許 可が必要であるため、屋外貯蔵所と しての許可範囲内であれば仮貯蔵申 請を不要とする規制緩和をお願いし たい。 規制を撤廃・改善した場合の予想経 済効果: 輸出貨物に関する、工場等からの一 気通貫物流の拡大。	貨物の危険度を考慮し屋外貯蔵所の運用を柔 軟にしたい。屋外貯蔵所として申請し認可された 時点で屋外貯蔵所の相当の安全性は確保でき ていると考える。	消防法、危険物の規制に関す る政令・規則	
5058A	5058007			z08032	総務 省、 消防法		貯蔵所以外の場所で指定数 量以上の危険物を貯蔵する ことは、原則としてできない。	d	-	所轄消防長又は消防署長から仮貯蔵 の承認を受けることにより、10日以内 の期間、ドライコンテナをコンテナヤ ードで蔵置することができる。		要望者意見にもあるように、港によっ て対応が異なっている。下記要望者意 見も踏まえて、周知徹底されたい。 「コンテナヤードでの危険物収納ドラ イコンテナの蔵置を認めている港もあ るが、認めていない港もある。 蔵置の認可条件を明示願いたい。 (蔵置を認めている例)・秋田港・門 司港・日明港・福山港・広島港 (蔵置を認めていない例)・徳山・下松 港・新潟港。 又、仮貯蔵の申請は制約条件を極 小化した形でお願したい。 (例)・仮貯蔵申請は事前に行い、 コンテナヤード在庫は常時可能とする ・仮貯蔵申請は申請当日内で 承認頂けるシステム ・仮貯蔵申請の対象数量(最 大値)は通常の輸出ロットに対応した 範囲 ・仮貯蔵申請は包括申請のよう な1ヶ月単位等も可能とする」	d	-	仮貯蔵又は仮取扱いは、きわめて短 期間の貯蔵・取扱いを臨時的に認める 制度であり、各消防本部において個別 具体的にその内容等を把握し、承認す る必要がある。 このことから、仮貯蔵又は仮取扱い については、所轄消防長又は消防署 長がそれぞれ事務手続を定め、個別 具体的な内容に応じて承認の可否を 判断しているものであるので、事務手 続の簡素化等については各消防本部 等に相談されたい。	石油化学工 業協会	7	A	コンテナヤードでの危険物 収納コンテナ蔵置期間緩和	危険物を収納したコンテナのコン テナヤード(CY)での蔵置期間に ついて、規制緩和を要望する。	危険物を収納したドライコンテナのC Yでの蔵置は認められていないが、 地方自治体によっては緩和されてお り、広く緩和して欲しい。 規制を撤廃・改善した場合の予想経 済効果: コンテナへのパッキング作業の平準 化、及びCYへの輸送の平準化によ る、物流コストの削減。	危険物コンテナは船積み日以前のCY搬入は 認めていないため、船積み当日にコンテナにパ ッキングの上CYへ搬入せざるを得ない。よっ て、短時間での集中作業、輸送を余儀なくされて いる。 よって、作業の平準化のため、一般品と同様に 1週間程度の蔵置を認めてもらいたい。	消防法	
5058A	5058014			z08033	総務 省、 危険物 の規制 に関する政令 第26条		屋外タンク貯蔵所で貯蔵す ることのできる物品について は、消防法令において定め られている。	d	-	危険物の規制に関する規則第38条 の4第2号イにおいて、屋外タンク貯蔵 所において貯蔵することができる危険 物以外の物品として、「不燃性の物品 (貯蔵し、又は取り扱う危険物若しくは 危険物以外の物品と危険な反応を起 こさないものに限る。)」が挙げられて いるところであり、当該排水がこれに 該当する場合には、屋外タンク貯蔵所 において貯蔵することが可能である。		-	-	-	石油化学工 業協会	14	A	屋外タンク貯蔵所の転活用 について	危険物施設である屋外タンクに、 排水(非危険物)の貯蔵を可能と 欲しい。	危険物施設である屋外タンクに排水を貯蔵する 場合、危険物施設の廃止届けを出さなければなら ない。また、同一防油堤内に 危険物タンクと 非危険物タンクが共存してはいけないなど、制 限が多いため、タンクの臨機応変な対応に支障 をきたしている。		消防法		
5063A	5063019			z08034	総務 省、厚 生労働 省、 消防法 第8条 第1項		一定の施設の管理権原者 は、防火管理者を定め、火 気の使用又は取扱いに関す る監督を含め、防火管理上 必要な業務を実施させる必 要がある。	c		グループホームや介護施設等の高 齢者集団生活施設は、入所者にとって 日常生活の場であり、個人の嗜好であ る喫煙を一律に禁止することは適当で ないと考えられることから、喫煙場所 の指定や着火器具の管理、禁煙など、 施設の実情に応じて防火管理の徹底 を図ることが必要である。	当該施設のみにとどまらず、日常生 活の場の自宅においても、要介護者 の喫煙が原因で、喫煙する要介護者 本人だけでなく、家族が巻き込まれて 焼死する痛ましい火災ケースがここ1 ～2カ月でもいくつか報道されている。 要介護者の手元に「個人の嗜好」との 理由でタバコ等発火元を所持させるの は危険極まりないことから、所持させ るのは間違っている。 要介護者の集団生活施設内では、 入所者集団を守るために禁煙とし、タ バコ等発火元の所持は禁止とし、禁煙 治療を助けてもおお禁煙できない要介 護者については、建物外等管理され た場所でのみ施設管理者の管理下で 喫煙可とするルールづくりとガイドラ イン作成・行政指導、第三者評価項目 への入れ込み指導、及び法的措置な ど、様々な方策が不可欠と考える。	c	(法 律上 の手 当て を必要 とする もの)	グループホーム等における防火管理 についてガイドラインを示し、喫煙場所 の指定や着火器具の管理、禁煙など、 火気の使用及び取扱いの適正な管理 の徹底を図っていく。	特定非営利 活動法人「子 どもに無煙環 境を」推進協 議会、 特定非営利 活動法人「日 本禁煙学会	19	A	認知症等のグループホーム や介護施設等集団生活施設 の禁煙を義務づける	グループホームや介護施設等 などの高齢者集団生活施設で は、火災予防及び受動喫煙防止 を目的にしたタバコ対策として、施設 の禁煙、及びタバコ・ライター・ マッチ類の発火元の持ち込み禁 止を徹底する法を整備し、また介護 保険の主治医意見書や認知症 診断書で喫煙厳禁と診断された 高齢者では、発火元であるタバ コ・ライター・マッチ類の所持の禁 止を義務づける法を整備すべき である。	2006年1月8日長崎県大村市のグ ループホームで火災が起き、入居し ていた7人の高齢者が犠牲となった。 このような悲惨な事件を二度と起 こさないために、根本的な火災予防対 策が必要であり、火災が起きたとき の火災警報、火が燃え広がらないよ うにするための設備上の工夫、非難 のための施設設備の拡充、避難訓 練、夜間を含めた職員の避難体制の 強化などとともに、抜本的に、施設の 禁煙、及びタバコ・ライター・マッチ 類の発火元の持ち込み禁止を徹底す る法の整備が必要とされる。	同様の不所持・没収事例として、例えば航空機 では、搭乗前にライター類は没収されており、か つ搭乗中の喫煙は禁止されている。また類似の 事例としては、敷地内禁煙の病院が近年増えて きており、かつ入院中の喫煙はドクタースト ップで禁煙を条件に入院が認められ、それに違反 して万一にも喫煙した場合には、即退院が義務づ けられるケースが当然のこととして遵守されてい る。 発火元を元から断つことは、施設側にとつて も、余分な負担に人員や労力・設備費などを費 やすことをなくし、かつ認知症患者や介護の必 要な人には喫煙の自己責任を負わせることは出 来ないことから、喫煙による火災・焼死責任の リスクを施設側が回避できることになるメリットは 実に大きいといえる。	消防法と関連法規 介護保険や施設の関連法規 健康増進法第25条		

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の容 容	措置の概要 (対応策)	要望主体	要望 事項 番号 (規 制)	要望 種別 (規 制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5065A	5065014			z08035	人事 院、総 務省、	国と民間 企業との 間の人事 交流に関 する法律	官民人事交流法において「民間企業」として、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、信用金庫、相互会社のほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人(その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。)であってその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、官民人事交流法の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの等が定義されている。 現在、当該規則で定められている法人はない。	b		信用金庫連合会は信用金庫法に基づき設立された法人と承知。ご要望内容について、適切な措置が図られるよう人事院と相談してまいりたい。	要望中「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項第5号」とあるのは、現在では第4号である。	早期の実施につき、前向きにご検討いただきたい。	b		現在人事院において鋭意検討が進められているところと承知しており、早期に適切な措置が図られるよう人事院と引き続き相談してまいりたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	A	官民人事交流法の信用金庫連合会への適用	(官民人事交流法の規整の緩和)右記同様	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項に定める「民間企業」に信用金庫連合会を加える。	信用金庫連合会は、現状、官民人事交流の対象となる民間企業に該当しないため、その職員を国の機関の職務に従事させるためには、当該職員をいったん他の企業に雇用させること等が必要となるなどの問題がある。信用金庫連合会は、国等の出資を受けてない純粋な民間の本邦法人であり、官民人事交流法第2条第2項第5号の要件を満たすものと考えられる。	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項	新規
5069A	5069007			z08036	総務 省、	()電波法 ()一、七GHz帯又は二、七GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件(平成一八年総務省告示第ハ八三三号)(以下「開設指針」という。)	()周波数の公売及び二次取引は、認められていない。 ()開設指針において、当該3G周波数の割当て方法を定めている。	()c ()e	() ()	() 平成16年10月にとりまとめられた「電波有効利用政策研究会」の最終報告書において、オークション制度を導入した場合の懸念事項として、落札額が高騰し、携帯電話等のサービス提供が遅れたり困難になったりすること、その結果、高付加価値産業として期待されている情報通信産業の衰退を招き、中長期的には税収減となると、免許期間が長期化して既得権益化し、将来的な電波の迅速な再配分に影響を及ぼすことなどが指摘されており、産業界の意見も導入に否定的なものが多い。また、周波数の二次取引についても同様に投機目的の売買によるサービス提供の遅れ等の懸念がある。 このような問題点等を考慮し、周波数取引制度の検討については、今後の動向を踏まえて、その必要性を慎重に判断する。 () 当該3G周波数(ソフトバンクグループの認定が取り消された周波数を含む。)の割当て方法は開設指針において明文化されており、措置は不要。ただし、3G周波数のひっ迫状況や携帯電話分野の競争状況の変化によっては、開設指針の変更を妨げるものではない。		-	-	-	オーストラリア政府	7	A	周波数帯	(i) 日本は、周波数帯を効果的に分配するために周波数帯取引モデルを施行することを検討すべきである。 (ii) ソフトバンクが返却した移動体通信認可/3G周波数帯の分配方式を詳細を提示すべきである。	電波通信法の基で、オーストラリアは電波周波数帯の新たな分配をするために透明性のある公売を行っている。また、電波通信法は周波数帯の二次取引を許可している。公売と二次取引は効率的な周波数帯の使用を促すためにある。 日本の3G周波数帯は公売ではなく、申請者の説明によって最近の分配は決められた。この方法であると、日本ヴォダーホンを吸収した際、ソフトバンクが返却した移動体通信認可/3G周波数帯がどのように分配されたか明らかではない。	オーストラリアは、この要件が日本が顧客の保護のためと無資格の事務員が外国法に関する業務提供をすることを防止する目的としていることを理解している。顧客を護ることはオーストラリアでも重要である。			
5069A	5069008	2		z08037	-		本件は規制改革要望にはあたらないため、回答致しません。					-	-	-		オーストラリア政府	8	A	外国投資	(i) 日本の電気通信市場の外国投資の集計の情報を希望(ボ・ダーホンの撤退後)と、もし有れば、外国参入を増やす施策。 外国投資が不足している日本の電気通信市場では、日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない。	オーストラリアは、市場に参入して、以前独占的な既存会社Telstraと競合する全ての電気通信会社の外国取得を100%認めている。Telstraの主な競争相手である殆ど企業は100%ないしは過半数以上の外国所有である(例、SingTel、Optus、AAPT、Orimus、Vodafone、Hutchison)。 外国投資が不足している日本の電気通信市場では、日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない。			
5069A	5069008	1		z08037	総務 省、	電気通 信事業 法	現在、電気通信事業法では、外国資本の法人及び個人に対する電気通信事業への参入の制限は設けていない。	d	-	電気通信事業法における外国性の制限に関する条項は、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第100号)により撤廃しているため、外国資本の法人及び個人に対する電気通信事業への参入について現行制度下で制限は無く、「日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない」という点は事実とは異なる。		-	-	-		オーストラリア政府	8	A	外国投資	(ii) 他の主要マーケットの外国投資を考慮して、日本の電気通信市場への外国投資の促進を検討すべきである。 外国投資が不足している日本の電気通信市場では、日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない。	オーストラリアは、市場に参入して、以前独占的な既存会社Telstraと競合する全ての電気通信会社の外国取得を100%認めている。Telstraの主な競争相手である殆ど企業は100%ないしは過半数以上の外国所有である(例、SingTel、Optus、AAPT、Orimus、Vodafone、Hutchison)。 外国投資が不足している日本の電気通信市場では、日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない。			

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望種別(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5069A	5069009			z08038	総務省、	-	-	e	-	・携帯電話の番号ポータビリティに係る手数料については、電気通信事業法に基づく規制の対象外である。 ・移行に係る手数料を電気通信事業者側で負担するか、ユーザに負担を求めるかについては、各電気通信事業者の経営判断によるものである。		-	-	-		オーストラリア政府	9	A	携帯電話番号のポータビリティ	日本は、携帯電話サービスの競争を促進させるために、電気通信事業者が番号移動制度のコストを負担する一般的に受け入れられている原則に従うべきである。	携帯電話番号の移動制度により、消費者に多くの費用や不便をかけることなく電気通信事業者を変更することが可能になるため、電気通信事業者は製品の市場シェアを獲得できるようになり、よって市場の競争促進に繋がる。また、携帯電話番号の移動制度はより技術革新や製品開発を進めることになる。オーストラリアは携帯電話番号の移動制度2001年に導入した。日本は電話番号移動制度を既に導入しているが、電気通信事業者が番号移動のコストを吸収するのか、消費者がそのコストを負担するのか明確ではない。オーストラリアを含め多くの先進国では、番号移動制度の競争促進性を向上させるために、電気通信事業者が番号移動制度コストを負担することを原則としている。			
5069A	5069010			z08039	総務省、	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第30条、第31条及び第33条	他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に際して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に開する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。 ・ その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に差別的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。 電気通信事業法第31条第1項に基づき、NTT東西は、次に掲げる行為をしてはならないとされている。 ・ ボトルネック設備(第一種指定電気通信設備)との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、NTTコミュニケーションズ(特定関係事業者)に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。 ・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の委託について、NTTコミュニケーションズに比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。 電気通信事業法第33条第4項に基づき、ボトルネック設備に係る接続契約においては、次のことが確保されている必要がある。 ・ 接続条件が、NTT事業者がそのボトルネック設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。 ・ 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをしないものであること。	d	-	要望の趣旨が必ずしも明らかではないが、「制度の現状」において説明しているとおり、要望事項については既に措置済みであると考える。		-	-	-	オーストラリア政府	10	A	エッセンシャル施設・卸サービスへのアクセス	日本は、NTTによる卸サービスの非価格的分野で、NTTがNTTTに接続する電気通信事業者に対し無差別であるように施策を実施すべきである。	オーストラリアは、以前独占的な既存会社Telstraに鑑み、厳格に業務分割する法律を適用している。オーストラリア取引慣行法(Trade Practices Act)基で、Telstraは、自社に適用しているのと同様の技術と運営内容で競争相手に「指定」(Declared)されたサービス分野を提供するように要求されている。				
5069A	5069011			z08040	総務省、		我が国はWTO加盟当時からWTO協定参照文書第5条に規定される「電気通信事業者からの独立性」の確保義務を約束していることから分かるとおり、電気通信を所管する規制当局である総務省は、いかなる電気通信事業者からも法的にも機構的にも完全に分離されている。そもそも、行政組織の在り方は、各国の事情に応じ様々であり、豪州における独立行政委員会など諸外国の方法を、統治制度等の事情が異なる我が国にそのまま導入することは、適当ではないと考える。 政策と規制の分離についても、情報通信は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、行政組織も、機動的・戦略的・総合的に遂行できる現在の体制が適切である。	e(措置不要)	-	制度の現状に記載のとおり、既に明確にされており、本要望は完全な事実誤認。	総務省は事業から独立した規制機関として、公正競争に必要な条件を確保し、競争的な市場環境を促進しており、世界で最も速く、安定したインターネット環境の整備、第1世代携帯電話の普及など、現在の規制の下で大きな成果を挙げている。 2009年版OECDレポートに「対日調査報告書」において、我が国のインターネットアクセスは、OECDの中で最も高い評価を受けており、当該報告書は、あくまでも現在の情報に基づき、行かない場合を除き、他の形態の検討を開始するよう促されているのみである。		-	-	-	オーストラリア政府	11	A	独立した規制機関	日本は、電気通信を所管する規制当局が、法的にも機構的にも独立していることを明確にすべきである。	日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の所管となっており、最近の改革によって日本市場はある程度開放されてきたが、今でも総務省は国内の電気通信市場を厳しく規制し、間接的に、NTT(東・西)やKDDI、日本テレコム、ドコモのような既存の電気通信事業者が市場を継続的に支配できるようにさせている。ほとんどのOECD加盟国は、電気通信分野の競争を維持し、促進させるために、法的に独立した規制機関を持つことが最も有効な手段であると認めている。 規制機関のほとんどが独立する必要性を認めているが、日本は、先進国の中で今だ電気通信規制を直接コントロールしている国である。	資格のない者が法律業務に従事することはオーストラリア全体で認められていない。オーストラリア弁護士が事務所の所在や事務所名で他の者に法的サービスを行うことを許すことは、職業的倫理要件に対し重大な違反となる。オーストラリアは、能力、経験、高い倫理基準、適切な懲戒処分的手段を保障することにより日本の顧客を十分に保護することになっていると考える。		
5071A	5071007	1		z08041	警察庁、総務省、財務省、国土交通省、	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、紙での申請を行う場合は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要があるが、現在、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の6都府県において、新車の新規登録を対象に、オンラインによる手続を可能としている。	d	-	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、平成17年12月よりワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。現在、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大阪の6都府県を対象とし、来年1月29日より岩手、群馬、茨城、兵庫の4県でサービス地域を拡大する予定である。当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は申請自体もまとめて行うための機能についても検討を行うこととしている。	-		a,b	-	今後は申請自体もまとめて行うための機能についても検討を行うこととしているとのことであるが、検討に係る具体的スケジュールを明示されたい。また、現時点では、対象手続が新車の新規登録(型式指定車)に係るものに、対象地域も平成19年1月導入予定地域を含めて10都府県に限られているが、今後の対象手続及び対象地域の拡大に関する具体的スケジュールに関して明示されたい。	社団法人リース事業協会	7	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化等について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化、統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。また、提供される自動車登録情報の有効活用を図るためには、当該情報の利用者にとって利便性の高い方法で情報が提供される必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望 管理 番号	要望事項 管理番号	分割 補助 番号	グルー プ化番 号	管理 コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 の分 類	措置 の内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望 事項 番号	要望 種別 (規制)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5083A	5083001			z08046	総務省、文部科学省、	当せん金付証券法第5条	総務大臣が指定する当せん金付証券(宝くじ)の当せん金品等の最高金額は、証券金額の100万倍の額を超えない。ただし、加算型(キャリアオーバー型)の宝くじでキャリアオーバーのあるときは最高200万倍	C	1 繰越金のあるロトくじ(ロト6)の最高限度額については、国民の射幸心を過度にあり、国民生活に悪影響を及ぼすことのないような範囲として、平成10年に議員立法により改正されたもの。 2 したがって、最高倍率の制限を無くして無制限とすることは、法改正以降の世論の動向や他の類似のくじの動向等を十分見極めながら、慎重に検討すべき事項である。			-	-	-	沼本久	1	A	山わけ型のくじにおいては、当せん金の上限をなくしてほしい。	山わけ型のくじ(=ロト6、ミニロト、サッカーくじ)において、当せん者のとり分が、くじの販売金額の100万倍が上限(キャリアオーバー時は200万倍)となっているが、これをなくして、無制限としてほしい。	山わけ型のくじにおいては、割り当てられた賞金を当せん口数で割って計算した方が理にかなっている。100万倍の超過分を次回に持ち越すことは、くじの安定的な販売という意味でよくない。また、持ち越し時は、しゃこう心を刺激しすぎることになる。	当せん金付証報第5条			
5086A	5.1E+07			z08047	総務省、	政党助成法	政党助成制度は、一定の要件を満たし、政党交付金の交付を受けようとする政党に対し、国が政党交付金を交付する制度である。	e	政党助成制度は、一定の要件を満たし、政党交付金の交付を受けようとする政党に対し、国が政党交付金を交付する制度であり、規制ではない。			-	-	-	個人	2	A	政党助成金の廃止または削減について。	政党助成金は平成6年の選挙制度そして政治資金制度改革で当時は、国勢調査の人口に対して一人コーヒー、一杯分のキャチフリーズでしたが、この法律が施工された現在でも、政治家への献金問題が無くなりません。政治資金規正法の取り扱いを変えることにより政党助成金の必要性がなくなる	政党助成金の法律で各政党が有効に使っているように思えない。この法律が施工されてからの支出額は3125億円にもなり我が日本国の大半は各県とも財政難であり、国からの交付金と地域からの税収ではとても財政を賄う事が出来ないし、万が一の災害に対しても、福祉、教育に対しても対処できない。 政党助成金の一部を、福祉、教育、そして災害に充当することで国民が政治家を見る価値観がかわってくる	政党助成金の廃止または削減の理由は、現在国の税収が落ち込んでいる状態でも助成金が必要なのか私の考えは、今から変えなければ今後も大きな行政改革、も構造改革も出来ないし国民の政治不信が募るだけ、改革には痛みが付き物と言われるが痛みを感じるのは国民だけなのか選挙の為と政治資金集めのなにもでもない。政治家自ら痛みを感じなければ、行政改革、そして構造改革も出来ない。断固として政党助成金の廃止もしくは、削減を	政党助成法の一環として		